いざというとき!!

慌てず、落ち着いて連絡を

夜間や休日に体調が悪くなったら

■夜間休日救急診療所

診療科目・時間

診療科目	夜　間（毎日）	昼　間（日曜日・祝休日）
内　科 小児科	午後7時30分 ～翌日午前7時	午前9時 ～午後5時
歯　科	午後7時30分 ～午前0時	

※健康保険証・こども医療費受給資格者証をお持ちください。
※お盆（8月14～16日）および年末年始（12月30日～1月3日）は、昼夜とも診療を行います。
※診療時間終了間際は混雑するため、早めに受け付けを済ませてください。

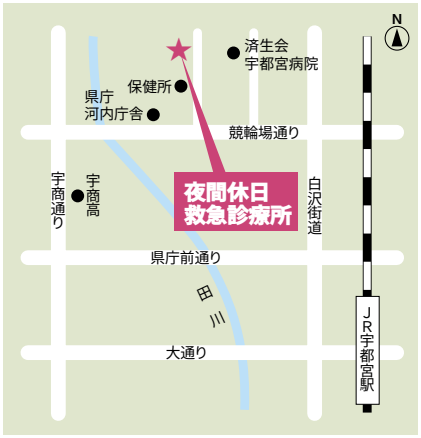

夜間休日救急診療所（竹林町968）　（625）2211

火災・事故のとき

火事や救急のときは119番

落ち着いて、
場所・状況・自分の名前・
電話番号を伝えましょう。

●火事のときは

（例）「火事です。○○町の○○ビル東側、2階建ての家から火が出ています。」

●救急のときは

（例）「救急です。○○町○番○号の○○です。祖父が風呂場で倒れました。今の状態は…。」

事故のときは110番

落ち着いて、事故の時間・場所・状況・けが人の有無・自分の名前・電話番号を伝えましょう。

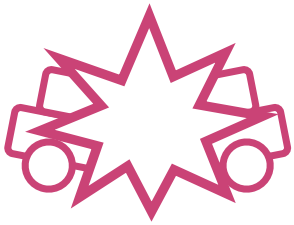

■家庭の火災は消火器などで初期消火

天井に火が移る前までは、消火器で初期消火をすることができます。
消火器は、見やすく取り出しやすい所に置きましょう。

■住宅用火災警報器が大切な「命」「財産」を守ります

平成21年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。
なお、不適正な価格での販売、法令の内容を偽るなどのトラブルが発生しています。消防署で販売を行ったり、特定の業者に販売を依頼したりすることはありません。

■いざというときのための応急手当講習会

市内の各消防署を会場に、毎月第2日曜日に応急手当講習会を開催しています。応急手当（AED使用法を含む）を学ぶことで、救急車が到着するまでの時間を適切な処置で対応できます。

申込方法など詳しくは、中央消防署　(625)5500、東消防署　(663)0119、西消防署　(647)0119、南消防署　(653)0119へ。